



町民税 国民健康保険税 申告書

行政区	
整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

現住所					
1月1日現在の住所フリガナ					
氏名					
生年月日	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名		続柄	
与那原町長殿 提出年月日 年 月 日		個人番号			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払った保険料	円
14	小規模企業共済等掛金支払額		円
15	生命保険料控除	新生命保険料の計	円
		旧生命保険料の計	円
		新個人年金保険料の計	円
		旧個人年金保険料の計	円
		介護医療保険料の計	円
16	地震保険料控除	地震保険料の計	円
		旧長期損害保険料の計	円
17~19	寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)
20	障害者控除	氏名	障害の程度
		個人番号	
		氏名	障害の程度
		個人番号	
21~22	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日
		配偶者の合計所得金額	円
23	扶養控除	氏名	生年月日
		同居・別居の区分	続柄
		個人番号	控除額
		同居 <input type="checkbox"/>	万円
		別居 <input type="checkbox"/>	
		個人番号	
		同居 <input type="checkbox"/>	
		別居 <input type="checkbox"/>	
		個人番号	
		同居 <input type="checkbox"/>	
		別居 <input type="checkbox"/>	
		個人番号	
		同居 <input type="checkbox"/>	
		別居 <input type="checkbox"/>	
		個人番号	
		同居 <input type="checkbox"/>	
		別居 <input type="checkbox"/>	
		個人番号	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「10」に氏名、個人番号及び住所を記入してください

26	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
27	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
		円	円	

分離課税に係る所得等のある方は、「町民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア		円	
	農	業	イ			
	不動産	ウ				
	利子	エ				
	配当	オ				
	給与	カ				
	雑	公的年金等	キ			
		業務	ク			
		その他	ケ			
		総合譲渡	コ			
	2 所得金額	事業	営業等	①		
		農	業	②		
不動産		③				
利子		④				
配当		⑤				
給与		⑥				
雑		公的年金等	⑦			
		業務	⑧			
		その他	⑨			
		合計	⑩			
		(⑦+⑧+⑨)				
総合譲渡・一時		⑪				
合計		⑫				
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		13			
	小規模企業共済等掛金控除		14			
	生命保険料控除		15			
	地震保険料控除		16			
	寡婦、ひとり親控除		17~19			
	勤労学生、障害者控除		19~20			
	配偶者(特別)控除		21~22			
	扶養控除		23			
	基礎控除		24			
	13から24までの計		25			
	雑損控除		26			
	医療費控除		27			
合計		28				
		(25+26+27)				

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

申告者	住所		続柄	
	氏名		電話	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

処理欄	入力	点検
-----	----	----

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					
備考					

7 事業・不動産所得に関する事項

営業等の収入金額アを表面の①に、農業の収入金額イを表面の②に、不動産の収入金額ウを表面のウに記入して下さい。営業等の所得金額を表面の①に、農業の所得金額を表面の②に、不動産の所得金額を表面の③に記入して下さい。

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	A 収入金額	B 必要経費	所得金額 (A-B)
営業等		ア 円	円	円
農業		イ		
不動産		ウ		

収入項目		金額	必要経費項目		金額
営業等	年間売上	円	売上原価	売上した商品の仕入れ値	円
			給与・賃金	従業員の給料・手当等	
			減価償却費	事業用自動車・機械等	
	小計		地代・家賃	店舗等借りている場合	
農業	さとうきび		租税公課	飲食税・組合費等	
	花き		水道光熱費	水道・電気・ガス代等	
			通信費	電話料・郵便料等	
	小計		広告宣伝費	名入りマッチ・カレンダー等	
不動産	貸地(軍・民)		修繕費	事業用資産の修理代	
	貸家・貸店舗		消耗品費	ガソリン代・事務用品等	
	アパート		事業専従者控除額		
	小計		合計		

減価償却費の内訳

$$\text{償却率} = \frac{1}{\text{耐用年数}}$$

資産の種類	取得年月	A 取得価額	B = A × 0.9 償却基礎額	耐用年数	C 償却率	D 償却期間	B × C × D 減価償却費
		円				/12	円
						/12	
						/12	

償却費(定額法) 平成19年3月31日以前に取得の場合 [旧定額法]
 (取得価格×0.9) × (耐用年数に基づく償却率), 初年度は月割り
 平成19年4月1日以後に取得の場合 (償却率も変更有) [定額法]
 取得金額×耐用年数に基づく償却率, 初年度は月割り

※使用可能期間が1年以上で、取得価額が10万円以上が減価償却の対象となります。

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大 昭・平		円
個人番号				
個人番号		明・大 昭・平		
個人番号				
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり 承認なし	合計額		

8 総合譲渡・一時所得のある人

	収入金額①	必要経費②	特別控除③	所得金額(①-②-③)
譲渡 短期 総分				イ
譲渡 長期 総分				ロ
一時				ハ
合計	イ+((ロ+ハ)×1/2)			ニ

右上のイの金額を表面の①に、ロの金額を表面の②に、ハの金額を表面の③に記入して下さい。
 右上のニの金額を表面の④の所得金額欄へ記入して下さい。

10 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
個人番号	
個人番号	

13 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級別	別居の場合の住所
個人番号						

14 前年中に収入がなかった人の記入欄

- 私は前年中、次の者の扶養であった(仕送り等を受けていた)
 扶養者氏名 _____ 続柄 _____
 住所 _____
- 以下の非課税収入で生活していた。(該当項目に○をして下さい)
 遺族年金・生活扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当
 雇用保険・預金取り崩し・その他() _____

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額(円)	必要経費(円)

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

12 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象外)	
条例指定分	県
	町

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入して下さい。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を役場で受取り提出して下さい。